

平成二年法律第四十九号

国会議員の秘書の給与等に関する法律
国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の全部を改正する。
(趣旨)

第一条 この法律は、国会議員の秘書(以下「議員秘書」という。)の受ける給与、公務又は通勤による災害補償及び退職手当等について定めるものとする。
(議員秘書の給与)

第二条 議員秘書の受ける給与は、給料、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。
(給料)

第三条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三百三十二条第一項に規定する議員秘書は、給料月額として、国会議員の申出により、その一人は別表第一による額を、他の一人は別表第二による額を受ける。
2 国会法第三百三十二条第二項に規定する議員秘書は、給料月額として、別表第一による額を受ける。
3 別表第一及び別表第二(以下「給料表」という。)の給料の級及び号給の別は、議員秘書の在職期間及び年齢によるものとし、その基準は、両議院の議長が協議して定める。
(給料の級及び号給に係る在職期間)

第四条 前条第三項に規定する在職期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間とを合算した期間に第三号に掲げる期間を加算した期間とする。
一 議員秘書として在職した期間(年齢五十八歳に達した日の属する月後の在職した期間を除く。)

二 議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等(各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官(内閣総理大臣又は国務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員)の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))の適用を受ける職員(以下「一般職公務員」という。)を含む。をいう。以下同じ。として在職した期間(年齢五十八歳に達した日の属する月後の在職した期間を除く。)

三 議員秘書の次に掲げる期間を合算した期間イ 年齢二十四歳に達した日の属する月から年齢三十歳に達する日の属する月の前月までの期間については、当該議員秘書の年齢(前二号に掲げる期間を除く。)に六分の一を乗じて得た期間
ロ 年齢三十歳に達した日の属する月から年齢五十六歳に達する日の属する月の前月までの期間については、当該議員秘書の年齢三十歳に達した日の属する月以後の期間(前二号に掲げる期間を除く。)に四分の一を乗じて得た期間
2 前項第一号及び第二号の場合において、採用の日の属する月及び退職の日の属する月は、それぞれ一月とする。ただし、採用の日の属する月に退職したとき、及び退職の日の属する月に再び採用されたときは、一月とする。
3 第一項第三号に掲げる期間に一月未満の端数が生じたときは、これを一月に切り上げるものとする。
(採用された場合の給料の級及び号給)

第五条 議員秘書に採用された場合のその者の受ける給料の級及び号給は、その者の第三項第三項に規定する在職期間及び年齢に応じて同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給とする。
(給料表の適用に異動があつた場合の給料の級及び号給)

第六条 前条の規定は、議員秘書について給料表の適用に異動があつた場合のその者の受ける給料の級及び号給について準用する。
(昇給前に新たな基準に該当することとなった場合の給料の級及び号給)

第七条 前二条及び次条の規定により給料の級及び号給が決まつた者が同条の規定により昇給するまでの間に第三条第三項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当することとなったときは、その者の給料の級及び号給は、当該基準に該当する給料の級及び号給とする。
(昇給)

第八条 議員秘書が現に受けている給料の級及び号給を受けるに至つた日の属する月から三十六月(両議院の議長が協議して定める場合は、二十四月)を経過したときは、その者の第三項第三項の規定する在職期間及び年齢に応じて、同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給に昇給する。ただし、議員秘書が年齢五十八歳に達している場合(この項本文の規定により昇給すること

なる月が当該年齢に達する日の属する月と同一の場合を除く。)は、この限りでない。
2 前三条の規定により給料の級及び号給が決まつた者の最初の昇給については、前項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定める期間を短縮する。
第九条 議員秘書は、前条第一項ただし書に規定する場合のほか、両議院の議長が協議して定める事由に該当する場合は、昇給しない。
(住居手当)

第十条 議員秘書は、この法律に定めるもののほか、一般職公務員の例により、住居手当を受ける。
(通勤手当)

第十一条 議員秘書は、通勤手当月額として、一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額の最高額の百分の六十に相当する額を受ける。
(給料等の支給)

第十二条 議員秘書の給料、住居手当及び通勤手当は、採用の当月分から退職又は死亡の当月分までを支給する。
第十三条 議員秘書の給料、住居手当及び通勤手当は、その議員秘書が他の国会議員の議員秘書となつた場合その他いかなる場合においても、重複して受けることができない。
(期末手当)

第十四条 議員秘書で六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者は、期末手当を受ける。議員秘書でこれらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び第四項又は第十六条第一項の規定の適用を受ける者を除く。))についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に一般職公務員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期が満限に達した日又は解散の日(以下「任期限等の日」という。)に在職する議員秘書で当該任期限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつたもの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、その者は引き続き在職したものとみなす。
3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(第一項後段に規定する者にあつては、

退職又は死亡の日現在)において第一項に規定する者が受けるべき給料月額及びその給料月額に百分の十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
4 六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から翌年五月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ六月二日又は十二月二日から当該任期限等の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて前二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。
5 前項の規定により期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、第一項に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の受ける期末手当の額は、第二項の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同項の規定により受けた期末手当の額が第二項の規定による期末手当の額以上である場合には、第一項の規定による期末手当は支給しない。
(勤勉手当)

第十五条 議員秘書で六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者は、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、勤勉手当を受ける。議員秘書でこれらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び第四項又は次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。))についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月の場合 百分の百一・五
二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の八十二
三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の六十一・五
四 在職期間が三月未満の場合 百分の三十七・五
3 前条第二項後段の規定は前項の在職期間を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の勤勉手当基礎額について準用する。
4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月一日から十一月十五日までの間に、国会議員の

任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ十二月二日又は六月二日から当該任期満限等の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当として受ける。

5 前項の規定により勤勉手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、第一項に規定する勤勉手当を受けることとなるときは、その者の受ける勤勉手当の額は、第二項の規定した勤勉手当の額から前項の規定により受けた勤勉手当の額を差し引いた額とする。ただし、同項の規定により受けた勤勉手当の額が第二項の規定による勤勉手当の額以上である場合には、第一項の規定による勤勉手当は支給しない。

(在職日の特例)
第十六条 五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、第十四条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

2 六月二日又は十二月二日前四十日に当たる日の翌日からそれぞれ五月十五日又は十一月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合においては、当該任期満限等の日に在職した議員秘書で、それぞれ六月二日又は十二月二日以後に、かつ、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつたものは、それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、第十四条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

(給与の支給日)
第十七条 議員秘書の給料、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給日は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(給与の直接支給)
第十七条の二 議員秘書の給与は、直接、その全額を議員秘書に支給する。ただし、法律で定めるところにより又は両議院の議長が協議して定めるところにより控除されるものについては、この限りでない。

(災害補償)
第十八条 議員秘書及びその遺族は、両議院の議長が協議して定めるところにより、その議員秘書の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を受ける。

(退職手当)
第十九条 議員秘書が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)は、両議院の議長が協議して定めるところにより、退職手当を受ける。

(議員秘書の採用等の届出)
第二十条 議員秘書の採用、解職若しくは死亡又は給料表の適用についての届出について必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(議員秘書の採用制限)
第二十条の二 国会議員は、年齢六十五歳以上の者で、議員秘書に採用することができない。

2 国会議員は、その配偶者を議員秘書に採用することができない。

(資格試験等)
第二十一条 国会法第百三十二条第二項に規定する議員秘書は、試験等により当該議員秘書に必要な知識及び能力を有すると判定された者のうちから採用するものとする。

2 前項の試験に関する事項その他同項の議員秘書の採用に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(兼職禁止)
第二十一条の二 議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、国会議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことができる。

3 議員秘書は、前項の許可を受けた場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、その旨並びに当該兼職に係る企業、団体等の名称、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を、当該国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。この場合においては、両議院の議長が協議して定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

4 前項前段の文書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。

(寄附の勧誘又は要求の禁止)
第二十一条の三 何人も、議員秘書に対して、当該国会議員がその役員又は構成員である政党その他の政治団体又はその支部(当該国会議員に係る後援団体(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の五第一項の後援団体をいう。)を含む。)に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。

(細則)
第二十二条 この法律に定めるもののほか、議員秘書の給与の支給に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附則
施行期日等
 1 この法律は、平成二年八月一日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、同年四月一日から適用する。

(国会議員の事務補助員として在職した期間)
 2 国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改正前の国会法第百三十二条の規定による国会議員の事務補助員として在職した期間は、新法第四条第一項第一号に掲げる期間とみなして、同条の規定を適用する。

(切替日における議員秘書の給料の級及び号給)
 3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律(以下「旧法」という。)第一條の規定により給料月額として特別職の職員の場合に適用する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第三に掲げる秘書官の六号俸の俸給月額に相当する額(以下「秘書官六号俸相当額」という。)又は同表に掲げる秘書官の三号俸の俸給月額に相当する額(以下「秘書官三号俸相当額」という。)を受けていた議員秘書の切替日における給料の級及び号給は、秘書官六号俸相当額を受けていた者は新法別表第一の、秘書官三号俸相当額を受けていた者は新法別表第二のその者の新法第三条第二項に規定する在職期間及び年齢に応じて同項の規定により両議院の議長が協議して定める基準に該当する給料の級及び号給とする。

(切替期間に採用された議員秘書の給料の級及び号給)
 4 前項の規定は、切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、旧法の規定により秘書官六号俸相当額又は秘書官三号俸相当額を受けることとなつた議員秘書の当該議員秘書となつた日における給料の級及び号給について準用する。

(切替期間に旧法の規定により給料月額に異動があつた議員秘書の給料の級及び号給)
 9 前項の規定は、施行日前に議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、施行日以後その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は

5 附則第三項の規定は、切替期間において、旧法の規定により秘書官六号俸相当額を受ける者から秘書官三号俸相当額を受ける者への異動又は秘書官三号俸相当額を受ける者から秘書官六号俸相当額を受ける者への異動があつた議員秘書の当該異動の日における給料の級及び号給について準用する。

(切替期間における新法の規定による給料月額)
 6 前三項に規定する場合において、切替期間における各月の新法の規定による給料月額(以下「新法の給料月額」という。)が当該各月の旧法の規定による給料月額、勤続特別手当月額及び永年勤続特別手当月額の合計額に両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(以下「旧法の給料月額等の額」という。)に満たないときは、当該各月の新法の給料月額は、当該各月の旧法の給料月額等の額に相当する額とする。

(施行日以後の給料月額)
 7 施行日の前日に議員秘書として在職し、施行日以後引き続き在職する議員秘書の施行日における新法の給料月額がその者が施行日の前日を受けていた旧法の給料月額等の額に満たないときは、施行日以後において新法の給料月額が当該旧法の給料月額等の額に達するまでの間、当該旧法の給料月額等の額に相当する額をその者の新法の給料月額とする。

8 施行日前に議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、施行日以後当該秘書参事等を退職し、引き続き再び議員秘書となつた者の当該再び議員秘書となつた日における新法の給料月額が、施行日の前日にその者が受けていたこととする旧法の給料月額等の額(当該再び議員秘書となつた日に新法別表第一の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官六号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とし、同日に新法別表第二の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官三号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とする。)に満たないときは、新法の給料月額が当該旧法の給料月額等の額に達するまでの間、当該旧法の給料月額等の額に相当する額をその者の新法の給料月額とする。

9 前項の規定は、施行日前に議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、施行日以後その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は

9 前項の規定は、施行日前に議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、施行日以後その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は

は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があった場合において秘書事務(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事をいう。以下同じ。)を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となった者の新法の給料月額について準用する。

10 前三項に規定する議員秘書であつて引き続き在職するものについては、施行日以後に給料表の適用に異動があつた(他の国会議員の議員秘書となり、従前適用を受けていた給料表と異なる給料表の適用を受けることとなつた場合を含む。)者の当該異動があつた日における新法の給料月額が、施行日の前日にその者が受けていたこととする旧法の給料月額等の額(当該異動があつた日に新法別表第一の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官六号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とし、同日に新法別表第二の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官三号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とする。)に満たないときは、新法の給料月額が当該旧法の給料月額等の額に達するまでの間、当該旧法の給料月額等の額に相当する額をその者の新法の給料月額とする。

11 附則第七項から附則第九項までに規定する議員秘書であつて引き続き在職するものについては、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者、附則第七項から附則第九項までに規定する議員秘書であつて引き続き在職するものについては、当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、当該秘書参事等を退職し、引き続き議員秘書となつた者及び附則第七項から附則第九項までに規定する議員秘書であつて引き続き在職するものについては、当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者の当該再び議員秘書になつた日における新法の給料月額が、施行日の前日にその者が受けていたこととする

旧法の給料月額等の額(当該再び議員秘書となつた日に新法別表第一の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官六号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とし、同日に新法別表第二の適用を受ける議員秘書となつた者にあつては旧法の規定により秘書官三号俸相当額を受ける議員秘書として受ける旧法の給料月額等の額とする。)に満たないときは、新法の給料月額が当該旧法の給料月額等の額に達するまでの間、当該旧法の給料月額等の額に相当する額をその者の新法の給料月額とする。

12 附則第七項から附則第九項までに規定する議員秘書であつて引き続き在職するものについては、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた場合、附則第七項から附則第九項までに規定する議員秘書であつて引き続き在職するものについては、当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、当該秘書参事等を退職し、引き続き議員秘書となつた者及び附則第七項から附則第九項までに規定する議員秘書であつて引き続き在職するものについては、当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた場合における当該議員秘書を退職した日から再び議員秘書となつた日までの間は、前二項の規定の適用については、引き続き議員秘書として在職していたものとみなす。

13 (給料月額の特例)
一般職公務員に一般職給与法第十一条の三に規定する地域手当が支給される間は、新法第三条第一項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」と、「別表第二による額」とあるのは「別表第二による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」と、同条第二項中「別表第一による額」とあるのは「別表第一による額とその額に百分の二十を乗じて得た額との合計額」とする。(給与の内払)

14 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、新法の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。
(健康保険法の特例)

16 国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し健康保険の被保険者の資格を喪失した者は、当該任期満限等の日の翌日において、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第四項の申出をしたものとみなす。ただし、当該任期満限等の日の翌日から起算して七日を経過する日までの間に、同項に規定する任意継続被保険者とならないう旨の申出をした者については、この限りでない。

17 衆議院又は参議院は、健康保険法第六十一条第一項ただし書(同法附則第二条第七項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、前項の規定により同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者となつた者が、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となり、かつ、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段(新法第十五条第三項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなつたときは、その者に係る当該任期満限等の日の属する月分の健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者に関する保険料額(同法附則第二条第四項に規定する調整保険料額を含む。)の二分の一を負担する。
(厚生年金保険法の特例等)

18 衆議院又は参議院は、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となつたことにより当該任期満限等の日の翌日以降初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなるもの(以下「継続秘書被保険者」という。)が当該任期満限等の日の属する月(当該任期満限等の日が月の末日である場合にあつては、その翌月。以下同じ。)に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失しなかつたとしたならばその者について算定されることとなる当該任期満限等の日の属する月分の厚生年金保険の保険料額に相当する金額(以下「厚生年金保険料相当額」という。)を、厚生年金保険の実施者たる政府に対して、当該任期満限等の日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。

19 前項の規定により衆議院又は参議院が継続秘書被保険者に係る厚生年金保険料相当額を納付したときは、当該継続秘書被保険者については、当該任期満限等の日の翌日において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失せず、当該任期満限等の日の翌日から再び議員秘書となつた日の前日までの間引き続き厚生年金保険の被保険者であつたものとみなして、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、国民年金法(昭和二十四年法律第四十一号)その他厚生年金保険又は国民年金に関する法令の規定を適用する。この場合においては、当該厚生年金保険料相当額が納付されたことをもつて、当該継続秘書被保険者に係る当該任期満限等の日の属する月分の厚生年金保険の保険料が納付されたものとみなす。

20 前二項に定めるもののほか、継続秘書被保険者に係る厚生年金保険の保険料の支給その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(通勤手当の特例)
21 議員秘書の通勤手当については、当分の間、第十一条中「一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる一箇月当たりの通勤手当の額」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四百一十一号)による改正前の一般職給与法第十二条第二項第一号に掲げる通勤手当の月額」とする。
(平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置)
22 平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する第十五条第二項各号の規定の適用については、同項第一号中「百分の七十五」とあるのは、「百分の七十」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは、「百分の五十六」と、同項第三号中

「百分の四十五」とあるのは「百分の四十二」と、同項第四号中「百分の二十二・五」とあるのは「百分の二十一」とする。
 (令和四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置)

23 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第二十一号)の施行の日(以下「令和四年改正法施行日」という。)から令和四年六月の期末手当の支給日までの間に最初に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第十七号)附則第二条(第一項第一号イに係る部分に限る。)の規定の例による。この場合において、同条第一項中「期末手当の額に、同月一日(同日」とあるのは、「期末手当及び同年十月十四日の衆議院の解散により国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)第十四条第四項の規定により支給された期末手当の額の合計額に、同年十二月一日(当該期末手当を支給された者のうち同月に期末手当を支給されなかった者にあつては、当該衆議院の解散の日)(同月一日」とする。

24 令和四年改正法施行日以後第十四条第四項の規定による期末手当を受けた者で、再び議員秘書となったものが、令和四年六月に同条第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十三項の規定により算定した期末手当の額」とする。

附則(平成二年二月二六日法律第七八号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成三年二月二四日法律第一〇一号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附則(平成五年五月七日法律第四〇号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成五年十一月二日法律第八一号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附則(平成六年一月七日法律第八八号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

「改正後の法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成四年二月一六日法律第九一号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成五年四月一日から施行する。
 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

3 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律附則第十三項中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。
 4 改正後の法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成五年五月七日法律第四〇号)
 この法律は、平成六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成五年十一月二日法律第八一号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附則(平成六年一月七日法律第八八号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成六年六月一五日法律第三三三号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成六年十一月七日法律第八八号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

3 平成五年六月二日から一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第八十二号)の施行の日の前日までの間に衆議院が解散されたことにより受けることとなる国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第四項の規定による期末手当については、同条第二項中「一般職公務員の例により」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第八十二号)による改正前の一般職給与法第十九条の四第二項の規定の例により」とする。

附則(平成六年六月一五日法律第三三三号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成六年十一月七日法律第八八号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成七年一〇月二五日法律第一一五号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附則(平成八年二月二一日法律第一一六号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附則(平成八年十一月二二日法律第一一六号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

附則(平成九年二月一〇日法律第一一七号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

「改正後の法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成九年二月一〇日法律第一一七号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附則(平成一〇年一〇月一六日法律第一一九号)
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成一〇年四月一日から適用する。
 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則(平成一〇年十一月二二日法律第一二〇号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

附則(平成一一年一月二二日法律第一二〇号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附則(平成一二年二月二二日法律第一二〇号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

附則(平成一三年一月六日法律第一二〇号)抄
 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年一月二二日法律第一二二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年一月二八日法律第一二四号）

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附則（平成二十四年八月二日法律第一〇二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十二条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成二十四年一月二七日法律第一二二二号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。（平成十四年十二月に受ける期末手当に関する特例措置）

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十四年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する

法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第六号）附則第五項及び第六項の規定の例による。

附則（平成十四年二月二三日法律第一五二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二二二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則（平成十五年一月一六日法律第一三九号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。（平成十五年十二月に受ける期末手当に関する特例措置）

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十五年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十一号）附則第五項及び第六項の規定の例による。

附則（平成十六年五月一九日法律第四六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に他の職務に従事し、又は事業を営んでいる議員秘書の当該兼職については、平成十六年十二月三十一日までの間は、この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第二十一条の二の規定は、適用しない。

附則（平成十七年一月七日法律第一〇〇号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第三項から第七項までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。（平成十七年十二月に受ける期末手当に関する特例措置）

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十七年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律百十三号）附則第五条の規定の例による。（経過措置）

3 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける議員秘書で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる議員秘書には、平成二十六年三月三十一日までの間、給料月額は、その年の差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者で、切替日以後給料表の適用に異動があった議員秘書（国会議員の秘書の給与等に関する法律第三条第二項の議員秘書（以下「政策秘書」という。）から同条第一項の議員秘書のうち別表第一による額を受ける者（以下「第一秘書」という。）に異動し、又は第一秘書から政策秘書に異動した者を含む。）について準用する。この場合において、前項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「異動後に適用を受ける給料表の適用を同日において受けていたこととした場合の給料月額」と読み替えるものとする。

5 前二項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて切替日以後引き続き他の国会議員の秘書となつたものについても適用する。

6 前三項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて次の各号のいずれかに該当するもの又は切替日前に議員秘書を退職し、切替日以後に再び議員秘書となつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものが再び議員秘書として受ける給料月額について準用する。

一 国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

二 当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等（各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官（内閣総理大臣又は国務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員）の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員を含む。）をいう。以下同じ。）となり、当該秘書参事等を退職し、引き続き再び議員秘書となつた者

三 当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事をいう。）を退職し、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

（平成二十二年三月三十一日までの間における給料月額の特例）

7 平成二十二年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律附則第十三項の規定の適用については、同項中「その額に百分の十八を乗じて得た額」とあるのは、「一般職給与法第一条の三第二項第一号の一級地在勤する一般職公務員の例により計算した地域手当の額に相当する額」とする。

附則（平成一九年一月三〇日法律第一一九号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四三三三号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一月三〇日法律第八九号）

（施行期日）

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。（平成二十二年十二月に受ける期末手当に関する特例措置）

2 この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により

平成二十一年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条の規定の例による。

附則（平成二十一年一月三〇日法律第六号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。（平成二十二年十二月に受ける期末手当に関する特例措置）

2 この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成二十二年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条の規定の例による。この場合において、同条第一項第一号中「職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの」とあるのは、「その属する給料の級が国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）別表第一の級若しくは同法別表第二の級である国会議員の秘書」とする。

附則（平成二十四年二月二九日法律第三号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。（平成二十四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置）

2 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号。次項において「秘書給与法」という。）第十四条の規定により、この法律の施行の日以後最初に受ける期末手当の額の算定については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第六条の規定の例による。この場合において、同条第一項第一号中「職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に

限る。）」とあるのは、「国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第十号）附則第三項から第六項までの規定の適用を受けない国会議員の秘書」とする。

3 秘書給与法第十四条第四項の規定により期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、平成二十四年六月に同条第一項に規定する期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二十四年法律第三号）附則第二項の規定により算定した期末手当の額」とする。

附則（平成二十四年八月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定。公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年一月二九日法律第一〇八号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項から第九項までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「秘書給与法」という。）第十五条第二項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の秘書給与法（同項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。（給与の内払）

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の秘書給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。（経過措置）

4 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用

を受ける議員秘書（切替日以後秘書給与法第三条第二項の議員秘書（以下「政策秘書」という。）から同条第一項の議員秘書のうち別表第一による額を受ける者（以下「第一秘書」という。）に異動し、又は第一秘書から政策秘書に異動した者を除く。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者で、切替日以後給料表の適用に異動があつたもの（政策秘書から第一秘書に異動し、又は第一秘書から政策秘書に異動した者を含む。）について準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「異動後に適用を受ける給料表の適用を同日において受けていたこととした場合の給料月額」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて切替日以後引き続き他の国会議員の秘書となつたものについても適用する。

7 前三項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて次の各号のいずれかに該当するもの又は切替日前に議員秘書を退職し、切替日以後に再び議員秘書となつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものが再び議員秘書として受ける給料月額について準用する。一 国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、当該任期が満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

二 当該議員秘書を退職し、引き続きいて秘書参事等（各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官（内閣総理大臣又は国務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員）の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員を含む。）をいう。以下同じ。）となり、当該秘書参事等を退職し、引き続きいて再び議員秘書となつた者

三 当該議員秘書を退職し、引き続きいて秘書参事等となり、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事をいう。）を退職し、当該任期が満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

より議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事をいう。）を退職し、当該任期が満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

8 第四項から前項までの規定による給料を支給される議員秘書に関する秘書給与法第十四条第三項（秘書給与法第十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、秘書給与法第十四条第三項中「給料月額及びその給料月額」とあるのは、「給料月額と国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二十六年法律第八号）附則第四項から第七項までの規定による給料の額との合計額及びその合計額」とする。（平成三十年三月三十一日までの間における給料月額の特例）

9 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の秘書給与法附則第十三項の規定の適用については、同項中「その額に百分の二十を乗じて得た額」とあるのは、「一般職給与法第十一条の第三項第二号の一の号の一級地在勤する一般公務員の例により計算した地域手当の額に相当する額」とする。

附則（平成二十八年一月二六日法律第三号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（次項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。（給与の内払）

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の秘書給与法の規定による給

付

与（平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

附則（平成二十八年一月二四日法律第八二号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。次項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八八号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の秘書給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

附則（平成二十九年一月二五日法律第八〇号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（次項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八八号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。）附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の秘書給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（給与の内払）

十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

附則（平成三〇年一月三〇日法律第八四号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（次項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

附則（令和元年一月二二日法律第五三〇号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。次項において「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

附則（令和四年四月一三日法律第二一三〇号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下「改正後の秘書給与法」という。）による改正後の同法（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

の秘書給与法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

附則（令和五年一月二四日法律第七五〇号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

附則（令和五年一月二四日法律第七五〇号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下「改正後の秘書給与法」という。）による改正後の同法（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

附則（令和五年一月二四日法律第七五〇号）
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下「改正後の秘書給与法」という。）による改正後の同法（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

別表第一（第三条関係）	級	号給	給料月額
一	二	一	三四五、六〇〇円
		二	三六三、五〇〇円
		三	四一八、八〇〇円
		四	四二八、八〇〇円
		五	四三八、九〇〇円
		六	四四八、九〇〇円
		七	四四九、〇〇〇円
		八	四六九、〇〇〇円
		九	四七九、〇〇〇円
		一〇	四八五、八〇〇円
二	三	一	四九二、五〇〇円
		二	五一〇、二〇〇円
		三	五二一、一〇〇円
		四	五二八、四〇〇円
		五	五三五、七〇〇円
		六	五三二、四〇〇円
		七	五三二、四〇〇円
		八	五三二、四〇〇円
		九	五三二、四〇〇円
		一〇	五三二、四〇〇円
三	四	一	五三二、四〇〇円
		二	五三二、四〇〇円
		三	五三二、四〇〇円
		四	五三二、四〇〇円
		五	五三二、四〇〇円
		六	五三二、四〇〇円
		七	五三二、四〇〇円
		八	五三二、四〇〇円
		九	五三二、四〇〇円
		一〇	五三二、四〇〇円
別表第二（第三条関係）	級	号給	給料月額
一	二	二七一、四〇〇円	
二	三	二七四、六〇〇円	

二	一	三〇八、九〇〇円
三	二	三一六、三〇〇円
四	三	三二一、七〇〇円
五	四	三三三、一〇〇円
三	一	三三八、五〇〇円
二	二	三六五、九〇〇円
一	三	三七四、一〇〇円
二	四	三八二、三〇〇円
三	五	三九〇、五〇〇円
四	六	三九六、〇〇〇円